

2020年12月4日

各位

株式会社 西京銀行
取締役頭取 平岡 英雄

証書式預金の取扱廃止および関連規定の改定について

西京銀行では、2021年2月1日（月）付で証書式による新たな預金のお預かりを廃止することとしましたので、お知らせいたします。

すでに証書式の預金をお持ちで、その預金の満期日が未到来の場合は、引き続き証書をお持ちいただけますが、お預け替えの際には通帳式に変更させていただきます。

何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

1. 対象となる預金商品と関連する規定

※関連規定の改定内容（対比表）は別紙をご参照ください。

No	対象となる預金	関連する規定
1	定期預金	預金規定集 ① 共通規定 ② 総合口座規定 ③ 自由金利型定期預金規定(大口定期預金) ④ 自由金利型定期預金(M型)規定 (スーパー定期預金：単利型) ⑤ 自由金利型定期預金(M型)規定 (スーパー定期預金：複利型) ⑥ 期日指定定期預金規定 ⑦ 変動金利型定期預金規定(単利型) ⑧ 変動金利型定期預金規定(複利型)
2	通知預金	⑨ 通知預金規定

2. 新たな証書式預金の取扱廃止日

2021年2月1日（月）

以上

◆本件に関するお問い合わせ
西京銀行事務推進部（担当：山本）
TEL 0834-34-8390

<別紙> 関連規定の新旧対照表（改定箇所を下線付きで示しています。）

	規定	改定前	改定後
1	共通規定	7. (届出事項の変更、通帳等の再発行等) (2) 各預金通帳・証書または届出の印章を失った場合の預金払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または <u>各預金通帳・証書の再発行</u> は、当行所定の手続をした後に行います。	(2) 各預金通帳・証書または届出の印章を失った場合の預金払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または <u>各預金通帳の再発行(証書は通帳に変更)</u> は、当行所定の手続をした後に行います。
		10. (受入証券類の決済、不渡り) (2) (中略) その証券類は <u>証書と引き換えまたは通帳</u> もしくは証書の当該受入の記載を取り消しのうえ、受入れた店舗で返却します。	(2) (中略) その証券類は通帳もしくは証書の当該受入の記載を取り消しのうえ、受入れた店舗で返却します。
	総合口座取引規定	10. (解約等) (中略)なお、この通帳に定期預金がある場合で、定期預金の残高がある時は別途に <u>定期預金の証書(通帳)</u> を発行します。	(中略)なお、この通帳に定期預金がある場合で、定期預金の残高がある時は別途に <u>定期預金の通帳</u> を発行します。
	自由金利型定期預金規定(大口定期預金)	1. (商品) (1) (中略) (2) 預入形態は <u>証書または通帳方式</u> とします。	(1) (中略) (2) 預入形態は通帳方式とします。
		2. (満期日の取扱) (1) (中略) (2) 満期日に前回と同一の期間、同一種類の定期預金に自動的に継続し、(以下省略)	(2) 満期日に前回と同一の期間、同一種類の <u>通帳式</u> の定期預金に自動的に継続し、(以下省略)
	自由金利型定期預金(M型)規定 (スーパー定期預金：単利型)	1. (商品) (1) (中略) (2) 預入形態は <u>証書または通帳方式</u> とします。	(1) (中略) (2) 預入形態は通帳方式とします。

	<p>2. (満期日の取扱)</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 満期日に前回と同一の期間、同一種類の定期預金に自動的に継続し、(以下省略)</p>	<p>(2) 満期日に前回と同一の期間、同一種類の<u>通帳式</u>の定期預金に自動的に継続し、(以下省略)</p>
自由金利型定期預金(M型)規定 (スーパー定期預金:複利型)	<p>1. (商品)</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 預入形態は<u>証書または通帳方式</u>とします。</p>	<p>(1) (中略)</p> <p>(2) 預入形態は通帳方式とします。</p>
	<p>2. (満期日の取扱)</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 満期日に前回と同一の期間、同一種類の定期預金に自動的に継続し、(以下省略)</p>	<p>(2) 満期日に前回と同一の期間、同一種類の<u>通帳式</u>の定期預金に自動的に継続し、(以下省略)</p>
期日指定定期預金規定	<p>1. (商品)</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 預入形態は<u>証書または通帳方式</u>とします。</p>	<p>(1) (中略)</p> <p>(2) 預入形態は通帳方式とします。</p>
	<p>2. (満期日の指定)</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(証書または通帳記載の据置期間の満了日)から<u>証書または通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日</u>を指定することができます。(以下省略)</p>	<p>(1) (中略)</p> <p>(2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(通帳記載の据置期間の満了日)から通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。(以下省略)</p>
	<p>3. (最長預入期限到来時の取扱)</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 最長預入期限以降に前回と同一の期間、同一種類の定期預金に自動的に継続し、(以下省略)</p>	<p>(1) (中略)</p> <p>(2) 最長預入期限以降に前回と同一の期間、同一種類の<u>通帳式</u>の定期預金に自動的に継続し、(以下省略)</p>

	変動金利定期預金規定（単利型）	1.（商品） （1）（中略） （2）預入形態は <u>証書</u> または通帳方式とします。	（1）（中略） （2）預入形態は通帳方式とします。
		2.（満期日の取扱） （1）（中略） （2）満期日に前回と同一の期間、同一種類の定期預金に自動的に継続し、（以下省略）	（2）満期日に前回と同一の期間、同一種類の <u>通帳式</u> の定期預金に自動的に継続し、（以下省略）
	変動金利定期預金規定（複利型）	1.（商品） （1）（中略） （2）預入形態は <u>証書</u> または通帳方式とします。	（1）（中略） （2）預入形態は通帳方式とします。
		2.（満期日の取扱） （1）（中略） （2）満期日に前回と同一の期間、同一種類の定期預金に自動的に継続し、（以下省略）	（2）満期日に前回と同一の期間、同一種類の <u>通帳式</u> の定期預金に自動的に継続し、（以下省略）
2	通知預金規定	1.（預入れの最低金額） <u>通知預金</u> （以下、「この預金」といいます。）の預入れは1口50,000円以上とします。 <u>通帳式</u> の預入れの時は必ず通帳を持参してください。	1.（預金の預入れ等） （1）預入形態は通帳方式とします。 （2） <u>この預金</u> の預入れは1口50,000円以上とします。預入れの時は必ず通帳を持参してください。